

〔翻 訳〕

中世イングランド自治都市における審理方法

チャールズ・グロス
加藤 哲 実(訳)

訳者はしがき

本稿は、Charles Gross, *Modes of Trial in the Medieval Boroughs of England*, 15 *Harvard Law Review*, 691-706, 1902 の翻訳である。

本論文の著者チャールズ・グロス(一八五七—一九〇九年)は、イングランド中世都市研究を専門とし、史料集成にも貢献したアメリカの偉大な歴史学者である。彼は、古典的名著 *The Guild Merchant*, 2 vols., Oxford, 1890 の著者であり、一九〇八年には、セルデン協会から商慣習法に関する判例集 *Select Cases concerning the Law Merchant*, vol. I, *Local Courts* (Pub. of Selden Society, vol. XXIII) を公刊している。

グロスは、ユダヤ系の両親を持ち、一八五七年にニューヨークで生まれ、ウィリアムズ・カレッジ卒業後ライプツィヒ、ゲッティンゲン、ベルリン、およびパリの各大学に留学し、*Gilda Mercatoria. Ein Beitrag zur Geschichte der englischen Städteverfassung*, Göttingen, 1883 でゲッティンゲン大学から博士号の学位を受け(一八八三年)、その後五年間イギリス

の図書館で研究を続け、一八八八年からハーヴァード大学で教鞭を執り、一九〇一年に教授となったが、本論文は丁度その時期の作品である。⁽¹⁾その内容は、題名からも分かるように、とりわけ一二、三世紀を中心にした中世イングランドの自治都市 (Borough) の裁判所における審理方法についてであるが、さらに彼は、その都市民が国王裁判所で審理されるに際して有した審理方法に関わる特権にも言及している。審理方法ないし証明方法としては、神判、決闘、雪冤宣誓、ならびに陪審が挙げられており、後二者について比較的詳細に叙述されている。

グロスは、自治都市が、社会における進歩的要素であり、新しい統治観念を生み出したと前置きしつつも、都市民はアングロ・サクソン時代以来の古い審理方法に固執していたのだと述べている。そして、このことが従来無視され、適切に研究されてこなかったことに注意を向けている。古い審理方法としてここで筆頭に挙げられているのは雪冤宣誓であるが、彼はそこで、一二、三世紀の国王裁判所における刑事訴訟で、都市民が被告である場合に、原則である決闘審理が免除され、雪冤の通常の方法として雪冤宣誓が用いられる傾向にあったことを強調している。これらのことは、一二、三世紀の特許状と慣習法集によって裏付けられる。

さらに彼は、陪審による審理との関連で自治都市土地保有 (burgage tenure) に言及している。これは、本文中にもあるように、自由に贈与、売却、遺贈され得たのであり、特に占有訴訟が指摘されているのであるが、コモン・ロー上の土地法が全面的には効力を持ち得ない領域であった。したがって、この局面では、自治都市における陪審審理の普及には限りがあった。

しかしグロスは、一三、四世紀以降自治都市の訴訟手続における発展の一般的傾向が、雪冤宣誓が陪審によって取って代わられる方向へ向ったことを示す幾つかの事実を提示している。そして、かかる変化過程は一五世紀には明らかになっているとし、それは都市の裁判権の漸次的な拡大によって促進されたのであらうと考えている。しかし、同時に彼は、各々の都市の特性に言及しており、安易な一般化に陥らないよう注意しているように見える。

本論文は、このように、自治都市の特質の一部を訴訟手続という局面に光を当てることによって明らかにしようとしたものである。この時期の自治都市については、都市ごとの差異が大きく、一般論を述べることは困難であるが、それ故にこそ諸々の都市を比較しつつ幾つかの一定の局面について考察を深めてゆくことも、今後の自治都市研究には必要であると思われる。グロスの研究は、訴訟手続という局面について、史料的な裏付けに支えられた説得力のある論理を提供している。

訳者がこの論文を翻訳する理由は、それが上述の意味でイングランド中世都市研究にとって貴重な文献であると評価するためであり、さらには、中世コモン・ローが国王裁判所の裁判官の活動のみによつて単線的に発展したのではなく、例えば、自治都市の都市民のたゆまぬ訴訟参加がその発展史に或る種の紆余曲折を齎らしたことを示唆する論文として貴重であると考へたからである。制度をそれ自体の発展の論理に則して研究することは現在においても有効であろうが、私は、その制度の発展あるいは衰退に同時代の人間がどのように関わったか、さらにはその人間が当該社会においていかなる生活を含み、どのような存在であったかに関心を持っている。このような意味では、研究は、必然的に経済、社会、宗教、思想、文化等々の背景を踏まえてなされることが要請されるであろう。

訳者は、「中世イングランドにおける雪冤宣誓——自治都市の慣習と法を中心に——」と題して、雪冤宣誓に関する研究を本誌に連載してきたが、グロスの研究からは多くの示唆を受け取っており、本翻訳はその資料としての意味をも有している。

訳文の中で、(一)は原文での丸括弧部分か原文を示すために使用され、「(一)」は訳者の補足部分であり、「(一)」は、原文の(一)に該当する。なお、史料として提示されているラテン語原文は、原註の分も含めて一応日本語に移したが、史料としての価値を損なわないように配慮して原文を全て転載した。

(一) グロスの経歴については、Cross, *Gilda Mercatoria* (op. cit.), Vita, 青山吉信他編『イギリス史研究入門』山川出版社、一九七三年、三二七頁を参考にした。

〔はつめい〕

中世イングランドの自治都市は、疑いもなく新しい統治観念を生み出したのであり、またそれら自治都市は社会の進歩の要素であった。しかし歴史家たちは、ノルマン征服後長い間自治都市民たちが、アングロ・サクソンの法的慣行の維持への強力な保守的精神を示した事実を無視する傾向にある。これらの古い慣行の痕跡は一二、三世紀の都市の特許状や慣習法集の中に見ることができ、それらを注意深く検討すれば、アングロ・サクソン法に関する我々の貧弱な知識は恐らく補われるであろう。都市の証書の中に埋め込まれた遠い過去に関する有益な形跡の中で法手続に関するものはとりわけ興味深い。古い審理方法への自治都市民たちの固執は、決して適切に研究されてこなかった問題であり、また、地方的慣行の相違や印刷された記録の貧弱さの故にそれに関して一般的な結論を示すのが困難な問題である。

自治都市における訴訟手続の特徴を理解するためには、我々は最初に国王裁判所における訴訟手続の一般史を思い起こさねばならない。アングロ・サクソン時代には、裁判は主として地方の民衆による州、ハンドレッド、および自治都市の法廷で実行され、そして審理の最も一般的な形態は雪冤宣誓、そして火ないし水の神判であった。ノルマン征服後、国王の裁判所は裁判制度の重力の中心になり、その法廷によって審理される訴訟においては、お気に入りの正義試験法として決闘が雪冤宣誓や古い神判と張り合った。ヘンリー二世のクラランダン法(一一六六年)は、全ての正式起訴された犯罪者は冷水神判に向うべしと規定したが、しかし一二一九年頃、火と水の試験は廃止され、それらは陪審によって取って代わられた。民事事件においても陪審による審理方法はヘンリー二世の治世(一一五四―一八九年)以降急速に基礎を固め、

その結果一三世紀中葉までにはそれは国王の裁判官たちによって大抵の民事および刑事訴訟に採用されていた。しかし、中世を通じて、決闘と雪冤宣誓は、国王裁判所で限られた範囲内で用いられ続けた。決闘は不動産権利回復訴訟 (petitory action) を決めるために、またしばしばではないが重罪で私訴された人々の審理のために用いられた。一方、雪冤宣誓は幾つかの民事訴訟で用いられたが、とりわけ金銭債務を否認するためにあるいは当事者が法廷に出頭するべく召喚されなかったことを証明するために用いられた。⁽²⁾ このような事件で、主たる宣誓者の否認は「第一二番目の手」で、すなわち彼が選出することを許される一一名の宣誓補助者をもって支持された。⁽³⁾

一 神判 (ordeal)

我々は今や、自治都市における様々の審理形態の歴史を跡付けることができる。一二一五年のラテラノ公会議の法令で西欧中で致命的な打撃を受けた火および水の神判に関しては、言うべきことは僅かだし、史料の調査から確認し得ることは殆どない。それらの神判は、アングロ・サクソン時代の都市で訴訟当事者たちによって用いられた。⁽⁴⁾ それらは、プレストン (Preston) の、日付を付されていない、初期の慣習法集で言及されている。⁽⁵⁾ そして、一一九四年にロジャー・ド・レイシ (Roger de Lacy) によってポンテフラクト (Pontefract) に譲与された特許状、そして一二〇八年にモリス・ペイネル (Maurice Payne) によってリーズ (Leeds) に譲与された特許状によれば、二度にわたって窃盗で訴えられた者は、冷水神判か決闘によって嫌疑を晴らすべきこととされた。⁽⁶⁾ 他方、トマス・ベケットの時代の伝記作家によれば、刑事告発では、火ないし水の神判は、ロンドン、オックスフォードおよびその他の都市の都市民たちに対して、彼らの意思に反して強制することはできなかった。⁽⁷⁾ 雪冤宣誓の普及に関する我々の情報と一緒になったこの証拠は、一二世紀の後半の間中少なくとも刑事事件において、火および水の神判が優勢でなかったことをかなり明確に示している。

二 決闘 (duel)

裁判上の決闘は、都市民たちによって嫌悪のまなざしで見られていた。彼らの職業は、当然にも彼らにヨリ平和的な訴訟方法を採用するよう仕向けた。一三世紀のものと思われるロンドンの記録は、それを不良な裁判手段だと宣告した。その理由は、「強者は弱者を、若者は老人を辱めるであろう。なぜなら、老人や弱者は強者や若者に対して決闘によって成功裡に証明を行なうことができなかつた。だから」ということである。⁽⁸⁾ ウィリアム征服王のよく知られた法は、征服されたアングロ・サクソン人をして、刑事訴訟において決闘を避けることを可能にさせた。⁽⁹⁾ そして(都市民は誰も決闘を行なわぬが故に *quod nullus burgensis faciat duellum*) 決闘からの免除は、一一、三世紀の都市の特許状で述べられた最も一般的な特権の一つである。⁽¹⁰⁾ このように譲与された特権は、或る人によって他の人に対して提起された刑事的な告発である重罪私訴にしばしば限られていた。⁽¹¹⁾ なぜなら、これらは国王の裁判官の裁判管轄権のために留保された国王の訴訟であつたからだ。私訴が明確に述べられていない時でさえ、多くの特許状は決闘からの免除に加えて次のような規定を述べている。すなわち、「国王の訴訟においては」都市民たちは雪冤宣誓の宣誓によって、あるいは古来の都市慣習に従つて、あるいはどこかの他の都市の慣習に従つて嫌疑を晴らすことができる。⁽¹²⁾ 実際、都市民たちは、刑事的嫌疑をかけられた際に生命ないし身体を危険に晒す決闘から確実に保護されることを特に願つた。それら刑事的嫌疑は、巡察ないしクリア・レーギスにおいて審理された。彼らは、彼ら自身の都市裁判所において、「古来の慣習」によって十分に保護された。その慣習は、民事および刑事の訴訟の両方から裁判上の決闘を排除したようである。⁽¹³⁾

しかし、これまでこの問題を調べてきた著者たちは、幾つかの最も特権的な自治都市においてさえ、一定の事件で決闘が行なわれるのを観察することはできなかった。⁽¹⁴⁾ 一一、三世紀のロンドンでは、もし両当事者が合意し、都市の特権を放棄したならば、決闘は可能であつた。⁽¹⁵⁾ レスター (Leicester) では、一二五三年における陪審の事実認定によれば、決闘は

少なくとも不動産訴訟においてヘンリー一世〔治世一一〇〇—一三五年〕の時代まで認められていた。⁽¹⁶⁾ ニューカスル・アポ
 ン・タイン (Newcastle-upon-Tyne) では、ヘンリー二世の治世に、叛逆罪の私訴は決闘によって反証されねばならなかつ
 た。そして、同様の準則は、リチャード一世〔治世一一八九—九九年〕によってヨーク (York) の都市民たちに与えられ
 た特許状の中で言及されているようであるが、その特許状は、都市民たちが、「国王の身体について」私訴される場合は
 除いて、重罪の廉での全ての私訴において雪冤宣誓によって嫌疑を晴らすことを許している。⁽¹⁷⁾ ヘンリー二世の時代の
 ヒュー・バジ (Hugh Pudsey) の特許状が述べるところによれば、隸農によって告発されるウエアマス (Wearmouth) の都
 市民は、決闘による証明を必要とするような重罪で告発される時を除いて、雪冤宣誓によって防衛できる。⁽¹⁸⁾ 一一八八年の
 ブリストル (Bristol) の特許状と一二二五年のダニッチ (Dunwich) の特許状によれば、決闘裁判は、都市民が他所者の死
 について私訴された時に許された。⁽¹⁹⁾ 古い神判との関連で既に言及したボンテフラクトとリーズの特許状によれば、窃盗の
 嫌疑で二度告発された都市民は決闘によって嫌疑を晴らすことが許されている。そして二三世紀においてキルケニ (Kil-
 kenny) 、カーロウ (Carlow) 、ロスバーコン (Rosbercon) の都市民たちは決闘が合理的にならねばならないが故に (*unde*
duellum rationabiliter fieri debet) 、殺人、窃盗およびその他の訴訟を除いて決闘を免除されている。⁽²⁰⁾ 一四世紀のフォード
 ウィッチ (Fordwich) では、重罪の廉で都市民を私訴した他所者 (*extraneus probator*) に、スタウア (Stow) 川のほとり
 で被疑者と決闘することによって彼の訴えを証明すべく要請するのが慣習であった。⁽²¹⁾ しかし、これらの殆どの史料の言葉使
 いが示すところによれば、我々はここで、法的な訴訟手続から裁判上の決闘を排除していた都市の特権ないし自治都市の
 法の一般原則に対する例外を扱っているのである。そしてもし、印刷された自治都市の幾つかの法廷記録から判断するな
 らば、我々はこの原則が実際に滅多に破られなかったと推論できよう。

三 雪冤宣誓 (compurgation)

我々は今や雪冤宣誓の方式に至る。それは、疑いもなくノルマン征服以前に自治都市において一般に用いられていた⁽²²⁾、一二、三世紀における自治都市の訴訟手続の主要な特徴であった。これは明らかに、初期の都市特許状の条項において言及されている審理方法である。その特許状は、国王の訴訟〔刑事訴訟〕が古い自治都市慣習に従って決定されるべきことを許可している⁽²³⁾。我々の課題のこの部分を吟味してきた法制史家たちは、限られた範囲の史料から彼らの資料を引き出し、そして、雪冤宣誓の手続がそれが消滅する以前とその後ずっと長い間に国王裁判所の刑事訴訟手続の中で雪冤の通常的方式として、都市民の関わる刑事訴訟において広く行き渡っていたことを十分に強調しなかった。

一二世紀の様々の文書は、雪冤宣誓が重罪私訴や国王の訴訟で用いられたことに言及しているが、それらの訴訟は、既に指摘したように、通常は国王裁判官の面前で審理されたのであり、したがって特許状による都市民の特権が都市民に彼らの隣人たちの宣誓によって雪冤宣誓を行なうことを認可しなかった限りは、決闘によって決定されることになっていた。ヘンリー一世治世に編纂されたニューカスル・アポン・ティンの慣習によれば、都市民によって私訴された都市民は、決闘でなく雪冤宣誓によって (*per legem*) 自己防衛すべきである⁽²⁴⁾。そして、ロンドン都市民へのヘンリー一世の特許状は、国王の訴訟における宣誓による反証提出 (*rebuttal by oath*) を認めている⁽²⁵⁾。一一七〇年から一一七七年の間に書いている〔トマス・〕ベケットの伝記作家は次のように述べている。すなわち、国王の訴訟ではロンドン都市民は彼らの都市で応答すべし、そして彼らの法によって判決されるべし、彼らは、自発的にそれを選択するのではない限りは、決闘や神判によって嫌疑を晴らすべきではなく、あらゆる事件は宣誓によって決せられるべし (*ibi finis est omnis controversia sacramentum*)⁽²⁶⁾と。ジョセリン・ド・ブレイクロンド (*Joceline de Brakelond*) によれば、窃盗の告発においては、ベリ・セント・エドモンズ (*Bury St. Edmunds*) の都市民にとつては、彼らが彼らの隣人の宣誓によって放免されるべきことが

慣習であつた。⁽²⁷⁾そして、ヒュー・パジによって与えられた特許状によれば、隸農によって私訴されたウエアマスの都市民は、「都市の雪冤宣誓 (*legem civitem*)」によつて、すなわち三六名の人々によつて「嫌疑を晴らすべきである。」⁽²⁸⁾一一九四年にロジャー・ド・レイシは、ポンテフラクトの都市民たちに流血のいかなる嫌疑に対しても五人の宣誓補助者と共に反駁する(第六番目として自ら宣誓すべし *jurabit se sexto*) ことを許している。そして他の嫌疑に対しては二名の宣誓補助者でよい。しかし、窃盗で告発された都市民は、「三六番目の手でもつて雪冤宣誓を行なうべし」、すなわち三五名の宣誓補助者と共にである、とされている。⁽²⁹⁾リチャード一世は、コルチェスター (*Colchester*) の都市民に、国王の訴訟において宣誓によつて嫌疑を晴らす権利を与えた。そしてその国王はヨークの都市民に、私訴においてはその都市の三六名の人々の宣誓によつて自己防御することを許した。⁽³⁰⁾一一九二年にダブリン (*Dublin*) は同様の特権をリチャードの弟ジョンから受け取つた。しかし、この特許状は四〇名の宣誓補助者たちの協力を要請している。⁽³¹⁾一一九〇年に、ウインチェスター (*Winchester*) の都市民は、国王の訴訟において「その都市の古来の慣習に従つて」彼らの反駁を行なう権利を与えられた。その古来の慣習は、スコットランド国王ウィリアム・ザ・ライオン (*William the Lion*) (一一六五—一二一四年) からの彼の王国の諸々の自治都市への譲与によつて説明されるが、それは、「一二名の誠実な都市民の無罪宣誓 (*aquittance*) によつて」ということを意味する。⁽³²⁾さらに、リチャード一世は、リンカン (*Lincoln*)、ノリッジ (*Norwich*)、そしてノーサンプトン (*Northampton*) の都市民に、国王の訴訟においてはロンドン市の慣習に従つて自分を防御する (*se disrationare*) 権利を与えた。⁽³³⁾一一二〇年に、リンカンの都市民たちは、彼らはいかなる私訴においても決闘を行なうべきではなく、彼らはロンドンの法および特権に従つて審理されるべきであると主張した。そして同年に、国王裁判官の面前での強盗の私訴において、リンカンの一都市民は第三七番目としての彼の手による雪冤宣誓を申し出た。⁽³⁴⁾

国王裁判官の面前で審理される刑事事件において都市民が決闘の代わりに雪冤宣誓を用いることができたことを示す証拠が、一三世紀においてヨリ一層豊富である。ジョン王の治世(一一九九—一二一六年)の間中、ウォーターフォード

(Waterford) の都市民たちは重罪私訴において二二名の宣誓によって嫌疑を晴らす権利を与えられていたし、ダニチの都市民は、二四名の宣誓によってであり、エグリマント (Egremont) の人々は (強盗の告発において) 三六名の宣誓によって嫌疑を晴らす権利を与えられていた。⁽³⁵⁾ ヘンリー三世 (治世一二一六—七二年) の特許状は、コーク (Cork) およびドゥロイーダ (Drogheda) における私訴では二四名の宣誓補助者を、そしてスカープラ (Scarborough) では三六名を命じている。⁽³⁶⁾ エドワード一世 (治世一二七二—一三〇七年) の特許状はベリック (Berwick) では二四名を、リムリック (Limerick) では四〇名を命じている。⁽³⁷⁾ 一二〇二年および一二二五年の国王裁判官の面前での訴訟において、嫌疑は、ベドフォード (Bedford) およびシュロウズベリ (Shrewsbury) の人々によって「第二番目の手をもって」晴らされた。⁽³⁸⁾ 十三世紀の間中、ロンドン都市民たちの国王の訴訟は、その犯罪の重大性如何によって、三六、一八、ないし六名の宣誓補助者 (juratores) によって決定された。⁽³⁹⁾ かかる訴訟におけるロンドンの訴訟手続は、オックスフォードおよび他の諸々の都市でモデルとして採用された。⁽⁴⁰⁾ 五港 (Cinque Ports) の裁判所において、重罪の嫌疑は、三六名の宣誓補助者をもって晴らし得たが、その三六名のうち二四名は、通常、宣誓行為から取りのけられたり、免除される。そして、この慣行は一五世紀後半においてもなお存続していた。⁽⁴¹⁾ 五港の成員都市であったフォードウィッチにおいて、盗品の買い手は、彼がそれを善意で「事情を知らないで」購入したことを「第三番目の手をもって」証明することができた。盗品が購入され、「第三者によって」権利主張されたのが二度目の時には、四名の宣誓補助者が提出されるべきで、三度目の時には一二名が提出されるべきであった。⁽⁴²⁾ ウェールズの幾つかの自治都市において我々は、公然と売買された盗品 (res furtiva) に関連する類似的の宣誓 (sacramentum uiciorum) についても聞く。⁽⁴³⁾ アイルランドの幾つかの都市は、国王の訴訟の審理に関してダブリンの慣習に従うことを許された。⁽⁴⁴⁾

他の多くの史料は、刑事・民事の両訴訟において一三、四世紀の自治都市裁判所で雪冤宣誓が普及していたことを証明している。かくして、金銭債務、窃盗、暴行、名誉毀損、違法取引、およびその他の侵害は、このようにして、レスタ、

エクスター (Exeter)・ウエイマス (Weymouth)・ファヴァンシャム (Faversham)・ニュー・ラムニ (New Romney)・ウォ
 リングフォード (Wallingford)・そしてアンドウヴァー (Andover) で審理された。⁽⁴⁵⁾そして雪冤宣誓は、ロンドンおよびサ
 ウサンプトン (Southampton) の条令によってかかる事件において明確に認められていた。⁽⁴⁶⁾流血なしの暴行のような侵害
 ならびに金銭債務訴訟においては、ロンドンでは六名の宣誓補助者をもって雪冤宣誓がなされ、他の都市では通常二名か
 ら五名と共にであった。⁽⁴⁷⁾

宣誓補助者の主な資格は、彼らが自治都市の善良で信頼できる人間 (適法な人 *legales homines*) であることである。⁽⁴⁸⁾金
 銭債務訴訟について語っているサンウィッチ (Sandwich) 慣習法集は次のように述べている。すなわち、もし彼らのうち
 誰かが偽誓について有罪を宣告され、あるいは公然の悔い改めを行ない、あるいは領主に対して陰謀を企てそこから逃亡
 したり、あるいは殺人ないし窃盗を犯して来た者であったり、あるいはもし或る息子がその父のために宣誓すべく提出さ
 れたり、従者がその主人のために宣誓すべく提出されたりするならば、あるいはもし或る人が被告の敵であるならば、か
 ような人々は証明することを認められないか、あるいは忌避によって排除される。⁽⁴⁹⁾レスターでは、彼らは嫌疑をかけられ
 たり告訴されたりした者であつてはならず、「偽誓を行なうために雇われたり、その常習者であつたりしてはならず、善
 良で適法な人々」でなければならなかつた。⁽⁵⁰⁾その都市の記録は、宣誓補助者の任命と宣誓の実行の仕方についての詳細を
 提示している。イプスウィッチ (Ipswich) では、一三世紀において、金銭債務を否認した被告が法廷に一〇名を連れて来
 るのが慣習であつた。そしてその一〇名は、二つの等しい集団に分けられ、その両者の間にナイフが投げられ、そのナイ
 フの柄が向いた方の五名は脇に座らせられ、一方、他の五名は雪冤宣誓を遂行すべき彼と共に残つたのである。⁽⁵¹⁾レスター
 では、金銭債務と侵害の訴訟において、原告が被告の宣誓補助者を指名するのが慣習であつた。しかし一二七七年に、
 「今後は、被告は法廷が認めた数の善良で適法な人々によって雪冤宣誓を行なうべし」と規定された。しかし幾つかの事
 件では、被告は、彼が彼の宣誓補助者として選ぶように思われる二名の間に着席している。⁽⁵²⁾五港の自由人がもし重罪で訴

えられたならば、三六名の宣誓補助者を提出することを彼は要求され、彼らのうちから一二名が都市の役人によって選別され、彼らは、被告訴人の宣誓が真実である（正しくて信頼できる *bonum et fidele*）こと、そして彼が無罪であることを各々彼自身の傍で誓った。しかしもし彼らの誰かが、宣誓に際して何らかの条件を付けようとしたならば、「その被告は死刑とされるべし」とされていた。⁽⁵³⁾ ロンドンでの国王の訴訟の審理において、宣誓補助者は、「市長と都市民たち」によって選ばれた。しかし、彼らは被告訴人によって以下の理由で忌避され得た。すなわち、「憎しみの故に、あるいは血縁の故に、あるいは他の事柄の故にであり、そしてかかる人は取り除かれ、他の人が置き換えられた」。被告訴人が名簿に満足した時、彼は宣誓を行なう。そして彼の補助者の六名が、自分の関知と確信の限りで（彼の知識に従って *secundum scientiam suam*）彼の宣誓が真実である（健全で清い *serum et saluum* あるいは信頼できる *fidele*）ことを宣誓した。⁽⁵⁴⁾ それから彼は彼の宣誓を繰り返した。そして残りの六名は彼のその宣誓の真実性を宣誓した。こうして一八名ないし三十六名の名簿が空になるまで続いた。⁽⁵⁵⁾ 一二六八年以前に、宣誓補助者の死後の宣誓がロンドンで受容されていたようである。なぜなら、ヘンリー三世の治世五二年（一二六八年）の特許状が次のような特権を与えているからである。すなわち、都市民は、国王の訴訟において、「その死者がもし生きていたならば述べたであろうことに関して宣誓補助者たちがその死者の墓の上で宣誓を行なうまじきことという例外がある場合を除いて」、「死去した宣誓補助者の墓の上での」宣誓によって自分を防御できるとされているからであり、そのような例外は、ライム・リジス（Lyme Regis）、メルカム・リジス（Melcombe Regis）、ならびにニュートン（Newton）の特許状においても見出される。⁽⁵⁶⁾ ロンドンの手続でもう一つ興味深い特徴は、金銭債務訴訟およびその他の人的訴訟との関連で述べられている。被告は、もし彼が他所者（*forams*）であるならば、彼が何も負っていないことに関して第三番目の手でもって雪冤宣誓を遂行することができる。もし彼が二人の宣誓補助者を見付け得なければ、彼はギルドホールに最も近い六つの教会で、彼が行なった宣誓は申し分のないものであると宣誓するものとされた。⁽⁵⁷⁾

我々は、明らかにアングロ・サクソンの慣行の残存物である自治都市の雪冤宣誓制度における幾つかの慣習、とりわけ宣誓補助者の一定の資格、死者の墓の上での宣誓、そして様々の祭壇での宣誓についての慣習に注目してきた。アングロ・サクソンの慣行からの逸脱の主な点は、親戚は宣誓補助者になれないということ⁽⁵⁸⁾、そして、宣誓補助者を、本人の宣誓の真实性への「確信」についてのみ宣誓するという意味での単なる「人格証言人」にするという幾つかの都市での傾向である。しかし、五港では、その宣誓は真実であると留保なしに宣誓するヨリ古い慣習が維持されていた。それから、また、アングロ・サクソン時代には、五港においてのように、時々裁判官が、雪冤宣誓を申し出た被告によって選ばれた多数の人々から宣誓補助者を選んだようである⁽⁵⁹⁾。そして恐らく幾つかの事件では、彼の宣誓補助者は彼の敵対者によって指名された⁽⁶⁰⁾。すなわち、レスターや大陸においてのようである。しかし、アングロ・サクソン時代には、主たる宣誓者が自由に彼らを選択したり、あるいは裁判官によって選定された多数の人々から主たる宣誓者が宣誓補助者を選ぶことがヨリ頻繁に行なわれた。最後に、「アングロ・サクソン時代には」一二、三世紀の幾つかの自治都市においてのように、刑事上の嫌疑は、第一二番目あるいは第三六番目の手でもって反駁され得たということに我々は注目すべきである⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾。

四 陪審 (Jury)

一三世紀の自治都市において、雪冤宣誓が民事訴訟でも刑事訴訟でも最も普通の証明方法であったことを我々は見てきた。しかし、都市土地保有に基づく保有不動産 (burgage tenements) に関する訴訟での雪冤宣誓の使用については、我々の自由になる史料は沈黙している。初期の多くの都市特許状の一つの条項は、このような訴訟は「自治都市の慣習に従って」審理されるべしと規定している⁽⁶³⁾。しかし、その慣習が一二世紀に存在していたということは説明されていない。恐らくこの条項は、決闘だけでなく国王のアサイズないし審問による審理も免除するという保護を与えることを意図していた

であろう。後者からの免除（都市においては決して認定は行なわれざるべし。 *nulla recognitio fiat in civitate*）は、プリストルに一一八八年に、そしてダブリンに一九二二年に明確に譲与された。⁽⁶⁴⁾ 都市民の保有地に関する訴訟が、国王裁判官の立ち合いのもとに開かれる審問によって解決されることを彼らが嫌ったということは、他の証拠文書によっても証明される。リチャード一世の治世第六年（一一九四年）の訴訟で、モルブラ（Marlborough）の人々は国王裁判官の面前で、彼らの都市における保有地に関してはいかなる「アサイズ訴訟」も行なわれるべきでない」と主張しており、またジョン王の治世に五港は類似の主張を行なった。⁽⁶⁵⁾ 自治都市は、とりわけ、国王裁判官の面前での相続不動産占有回復訴訟（*Right of Ancestor*）の令状による訴訟の審理に反対した。ジョン王は、シユロウズベリとスタフォード（Stafford）の都市民に以下のことを認めている。すなわち、彼らは自治都市におけるいかなる保有地についてもこの令状によって訴えられるべきでなく、これらの事件は自治都市の法と慣習によって決定されるべきである、と。⁽⁶⁶⁾ そして、一三世紀の訴答記録は、相続不動産占有回復訴訟の自治都市への適用は、彼らの権利の侵害と見做されたことを示している。⁽⁶⁷⁾ 一二七二年にノティンガム（Nottingham）の一保有者は次のように抗議している。すなわち、彼はその令状に答える義務はない、なぜなら彼の都市の慣習によれば、男も女もその土地あるいは保有不動産を自由に贈与したり、売却したり、あるいは遺贈することができるのであり、したがって、「このようないかなる令状も、上述の自治都市における保有不動産に関しては効力を持たないのである」、と。⁽⁶⁸⁾ 動産のように売却され得る都市保有地に関しては、「自治都市においては、相続不動産占有回復訴訟は存在しないのである」、とブラクトンも述べている。そしてグランヴィルは、それは普通このような土地には適用されないと述べている。⁽⁶⁹⁾ それにもかかわらず、一四、五世紀の間中、相続不動産占有回復訴訟と呼ばれた訴訟は、ロンドン、ダブリンそして五港の裁判所で提起され得たが、⁽⁷⁰⁾ しかし我々は、このような事件で陪審によって答申された判決の性質に関して情報を得ていないし、恐らくこの訴訟方式は自治都市の裁判所ではそれほど多くは用いられなかったであろう。

新侵奪不動産占有回復訴訟（*assize of novel disseisin*）は殆ど敵意を呼び起こさなかった。そして、一三世紀に国王裁判

官は時々自治都市における財産に関するこの種の訴訟を審理した。⁽⁷¹⁾しかし既にヘンリー三世およびエドワード一世の治世に、この訴訟あるいはむしろそれに代わるもの、すなわち「人々が最近の暴力と呼ぶ訴訟 (that men deyn fresse force)」が、自治都市裁判所において承認された位置を占めている。⁽⁷²⁾そして、一四、五世紀に、かかる事件への裁判権は多くの都市に明確に譲与されている。⁽⁷³⁾ロンドン都市民は次のような伝統を大事にした。すなわち、ヘンリー二世が新侵奪不動産占有回復訴訟を導入した時、彼らは彼らの保有地にそれが国王裁判官によって適用されることに抗議したということ、そしてそれから免除されたいという彼らの要求が認められたということである。⁽⁷⁴⁾最近の暴力訴訟 (action of fresh force) は、暴力が行なわれた後四〇日以内に訴状によって訴えられた不動産占有侵奪ないし不法土地占有に対して、国王の令状なしに救済を与えた。その訴訟事件は、一二名から成る審問によって審理された。⁽⁷⁵⁾

自治都市では、特権を得ていた他の場所と同様に、土地所有権訴訟は国王の権利令状によって始められた。そして多くの自治都市では、かかる訴訟は一三世紀以来一二名の都市民から成る陪審によって決定された。⁽⁷⁶⁾フリータによれば、国王の司教座都市や自治都市においては、訴訟は大アサイズによっては審理され得ないのであり、それは、これらの都市が国王の古来の直領地に属している、騎士封でないからである。⁽⁷⁷⁾このアサイズの際立った特徴は、陪審が騎士から構成されるべきだという要請である。そして、都市民は当然にも、彼らの財産に関する訴訟においてはその評決は彼らの同輩によって行なわれるべきことを望んだ。フリータの記述は、一二二〇年に国王裁判官の面前に到来した一つの事件と衝突するように見える。その年に、キングストン・オン・テムズ (Kington-on-Thames) のベイリフたちは、「大アサイズはその都市に存在する」と証言した。⁽⁷⁸⁾しかし、キングストンが自由自治都市であったかどうかに関しては恐らく疑いがあったであろう。⁽⁷⁹⁾そして、このような経緯は、大アサイズが存在しなかった都市があったことを示唆している。一二四三年に、自治都市ウエルズ (Wells) の都市民の主張したところによれば、この大アサイズは彼らの都市保有地に関しては行なわれるべきではない、なぜならジョン王の特許状はウエルズを自由自治都市にしたからであるという。⁽⁸⁰⁾一三世紀のウインチェスター

(Winchester) の慣行においては、次のように述べられている。すなわち、大アサイズは除外されるが、しかし権利令状から生じる訴訟は一二名の「善良な人々」から成る陪審によって審理され、そしてドウヴァー(Dover)の慣習法集によればその港には大アサイズは存在し得なかつた、と。⁽⁸¹⁾ 他方、エドワード一世時代のイブスウィッチで、土地保有者は、彼が権利令状を確保した後、自らを「大アサイズの形式における」陪審に委ねたが、しかし四名の陪審員選出者と一二名の陪審員は、「その都市の善良で誠実な人々」であつた。⁽⁸²⁾ したがって、ロンドンにおいても、その都市の二四名の自由土地保有者から成る審問(それは都市裁判所の役人によって召集されたのであるが)は、「大アサイズの性質の」と呼ばれる本権訴訟(petitory actions)を決定した。⁽⁸³⁾

金銭債務および侵害の訴訟においてもまた、一三、四世紀の自治都市では、陪審審理が着実に普及しており、次第に雪冤宣誓に取って代わらんとしていた。幾つかの事件で、とりわけ金銭債務訴訟で、被告はこれら二つの証明方法から一つを選ぶことができた。他の事件では、当事者たちの合意に基づく審問による(per inquisitionem)審理があつた。幾つかの都市では、雪冤宣誓が一四ないし一五世紀に至るまで優勢な地位を保持していた。例えばサンウィッチの慣習法集は、五港では隣人たちによる審問は開かれ得ないのだと主張している。⁽⁸⁴⁾ 他の都市では、陪審審理は一四世紀末以前に優勢である。実際、多様な地方慣行が存在するために、この問題について一般化することは困難である。

しかし、一三世紀以降自治都市の訴訟手続における発展の一般的傾向が、雪冤宣誓が陪審によって取って代わられる方向へ向つたことを示す幾つかの事実が提示されるであろう。ロンドンでは、ヘンリー三世の治世の前半に、陪審審理は幾つかの刑事訴訟で用いられていた。⁽⁸⁵⁾ しかし、一二四一年に国王裁判官たちは、犯罪の廉で起訴され、自らを地方の人々に委ねる「陪審にかける」ことを望んだ人に、「大雪冤宣誓」に頼るように強制した。そしてその裁判官たちは、人の死に關してはロンドンのいかなる自由人も自らを都市民たちの評決に委ねるべきでないと規定した。⁽⁸⁶⁾ 一二四九年と一二五七年に都市民たちは、誰か或る人が生命ないし身体の一部を失うことがあつた時には (*ubi aliquis possit perdere vitam vel*

members)、陪審は適法だと主張している。もつとも、彼らは、幾つかの他の事件では陪審の使用を反対されている。そして、彼らは三六名による雪冤宣誓を、刑事上の深刻な嫌疑を晴らすための通常の方法と見做している⁽⁸⁷⁾。しかし、一四世紀の最初の四半世紀に、審問は「大雪冤宣誓」と同等である。なぜなら、一三二一年の巡察で、都市のために次のように主張されたからである。すなわち、自由人は誰でも、死刑を含む起訴に二名の陪審か三六名の宣誓補助者かのどちらによつても反証できる、と。⁽⁸⁸⁾金銭債務の訴訟でも、ロンドンにおいて雪冤宣誓と陪審との間で競争があったようであり、一五世紀において、雪冤宣誓がなお優勢であった⁽⁸⁹⁾。しかし、流血ないし暴行のような侵害訴訟では、被告が「雪冤宣誓によつて」自ら嫌疑を晴らすことに原告が同意しない限りは、審問が要求された⁽⁹⁰⁾。レスターでは、一二七七年に次のように規定されている。すなわち、金銭債務訴訟において、当事者たちは合意によつて自分たちを審問に委ねることができ、侵害訴訟では被告は宣誓補助者の代わりに陪審を用いることができる、と。しかし、一四世紀の前半に、雪冤宣誓は今なお一層一般的な証明方法だったように見える⁽⁹¹⁾。一二九〇年に編集されたイプスウィッチ検地帳は、土地、金銭債務、契約、ならびに平和破壊の訴訟において、陪審に大きな重要性を帰している。契約においては、もしどちらかの当事者が証人によるかあるいは審問による証明を望んだならば、雪冤宣誓は阻止された。捺印なしの割符によつて主張された金銭債務は、審問あるいは雪冤宣誓によつて否認され得た⁽⁹²⁾。ノリッジ、エクスター、ならびにノティンガムの都市裁判所において、エドワード一世とエドワード二世の治世に、人々は陪審によつて死刑を宣告された⁽⁹³⁾。一三二一年にダブリンで条令が制定されたが、それは、侵害やその種の事件の審理における都市裁判所での悪い慣行を廃止するためであり、そしてかかる事件は適法な審問によつて将来は審理されるようにするためであった⁽⁹⁴⁾。サウサンプトンでは、一三四八年に次のように命令された。すなわち、もし原告が侵害訴訟で損害額が四〇シリングを超えると誓ったならば、その訴訟は「地方の人々によつて〔陪審によつて〕」審理されるべきであり、さもなくは雪冤宣誓による、と。⁽⁹⁵⁾一四世紀の後半に、民事および刑事訴訟手続における陪審の優勢な地位が、カンタベリ(Canterbury)とノティンガムでも見る⁽⁹⁶⁾ことができる。

一五世紀の自治都市裁判所における訴訟手続の一般的な外観は、いまだ古風な特徴によって印象付けられているけれども、明らかに国王裁判所の実状と一致させられていった。この変化過程、とりわけ雪冤宣誓の代わりに陪審を用いる傾向は、都市の裁判権の漸次的な拡大と足並みを揃えていたのであり、恐らくそれによって促進されたのであろう。一三世紀の巡回裁判官は国王の訴訟を審理するために自由に自治都市に入った。そして、一四世紀には、ロンドンおよびその他の多くの自治都市は、この訪問に甘んじなければならなかった。この訪問は頻繁ではなかったが、都市民たちを大変困らせるものであり、彼らの裁判所の權威を減退させた。⁽⁹⁷⁾しかし、リチャード二世〔治世一三七七—九九九〕およびその後継者たちのもとで、多くの自治都市はそれら自身の治安判事を持つ權利を与えられ、民事・刑事のあらゆる種類のアサイズ訴訟と訴訟を審理する權利を与えられた。もともと、幾つかの特許状においては重罪は除外されていたのであるが。アサイズ訴訟の承認は陪審による審理を含んでいたし、深刻な刑事訴訟の承認は、時の経過につれて、裁判の道具としての雪冤宣誓の不適切性を明らかにしたのであろう。かくして都市民たちは、当然のことながら、ヘンリー三世の裁判官たちの次のような裁決を訴訟の一般的な金言として採用することになったのであろう。すなわち、雪冤宣誓は存在せず、審問が行なわれるべし (*lex non jaceat sed inquisitio fiat.*)⁽⁹⁸⁾

原註

- (一) 最良の説明の二つは、Thayer's *Treatise on Evidence*, 24—40 の中に見出される。
- (二) *Wm. Salt Soc. Collections*, vi. pt. i. 71, 130, 134, 137, 204, xi. 58; new series, iii. 174, 175, iv. 99.
- (三) 国王裁判所における(証人による審理を含む)より古き審理方法については、Thayer, *Treatise on Evidence*, 1—46; Pollock and Maitland, *English Law*, bk. ii. ch. ix. §4 参照。雪冤宣誓は教会裁判所および領主裁判所においても存続してゐた。Pollock and Maitland, 1st ed., i. 426, 427, ii. 632.
- (四) Athelstan, vi. c. 9; Ethelred, iv. cc. 3, 7; Schmid, *Gesetze*, 169, 219, 221.
- (五) *English Hist. Review*, xv. 497. その慣習法集は二二三世紀のものと見らる。

- (6) *Hist. MSS. Com.*, viii. 270; Boothroyd, *Pontefract*, app. ii.; Wardell, *Leeds*, app. vi. ロンチャー・エ・ロインズは、彼がホントフランドに譲与する法をリムストゥ (Grimsby) の法よりも主張した。一二三世紀の間中、火や水の神判は、告訴を反駁するたぎに大陸の幾つかの都市においてを用いられた: Lea, *Superstition and Force*, 4th ed., 202; Keutgen, *Urkunden*, 204, 207, 552.
- (7) 「世よそれを語らだのてなら聞り、冷水神判なら熱鉄神判にやてし世よや審問する事とあり」 (*Non examine aquae vel ferri candidis se purgant nisi sponte elegerint*): *Materials for the History of Becket*, iv. 148. パイプ・ロール (Pipe Rolls) にて、ロンズンゴウ・ウインザー (Windsor) にける冷水神判 (*judicium aquae* ともて *iussum*) への言及があるが、それは疑ふべからず、その法の実行に関わる事ではある。そしてそれは我々の論議にかかるとは思ふべきである。12 Henry II., 132; 13 Henry II., 1; 14 Henry II., 198; 16 Henry II., 16.
- (8) *Liber Albus*, 109.
- (9) Stubbs, *Select Charters*, 84.
- (10) *Ibid.* 108, 112, 266, 267; *Rotuli Chartarum*, ed. Hardy, 5, 20, 45, 56, 78, 83, 91, 135, 138, 175, 211, 217, 219; Madox, *Firma Burgi*, 28; *Chartae Hiberniae*, 6, 13, 20, 22, 24, 33, 36, 37, 39; *Liber Albus*, 128-164; *Hist. MSS. Com.*, ix. pt. i. 166.
- (11) *Chartae Hiberniae*, 6, 12, 13, 20, 22, 24, 26, 36; *Rotuli Chartarum*, 78; Stubbs, *Select Charters*, 112; *Boldon Buke*, ed. Greenwell, app. xlii. Cf. *Liber Albus*, 109; *Select Pleas of Crown* (Selden Soc.), 39.
- (12) *Rotuli Chartarum*, 20, 56, 83, 217, etc. 一二一五年のタニッチの特許状は、土地に関わる訴訟における決闘の免除を明記してある唯一のものと思われる。すなわち「土地にいつて争訟にいつても重罪にいつてもそれ以外の事件にいつても、他所者の死にいつては別とすむが、……決闘は行なふ事とあり」 (*quellum non faciat... neque de terra neque de latrocinio neque de feloniam neque de alia re, nisi tantum de morte hominis exterioris*) (*Ibid.* 211).
- (13) イブスウィッチ・ヒアフォード (Hereford) の「ロイヤルチエスター」の一三世紀の慣習法集を見よ: *Domesday of Ipswich*, 32, 36; Johnson, *Customs of Hereford*, 38; *Archaeological Journal*, ix. 75. Cf. *Fleta*, bk. ii. c. 55; Lyon, *Dover*, ii. 273; *English Gilds*, ed. T. Smith, 361; *Statutes of the Realm*, 1810, i. 218.
- (14) ノルマンディ・スコットランドの都市であり大陸の都市にいつても異ならず: Lea, *Superstition and Force*, 200-206; Keutgen, *Urkunden*, 575; Innes, *Ancient Laws*, 7, 8, 11, 163.
- (15) *Materials for the History of Becket*, iv. 148; *Liber Albus*, 109.
- (16) *Records of Leicester*, ed. Bateson, i. 40-42.
- (17) Stubbs, *Select Charters*, 112; Drake, *Eboracum*, 204 (confirmed, 36 Henry III., *ibid.*).

- (18) 「その嫌疑に対しても、自分を決闘によって首尾よく防衛しなければならぬことになっているような、そのような犯罪について告発される時は除く」(*Nisi de tali scelere appellatus pro quo recte se debet per duellum defendere*).」: *Baldon Bute*, app. xlii.
- (19) *Sever, Charters of Bristol*, 6 (confirmed, 1252, *ibid.*, 17); *Rotuli Chartarum*, 211.
- (20) *Charta Hibernia*, 33, 37, 39.
- (21) *Hist. MSS. Com.*, v. 442; Woodruff, *Fordwich*, 229. (1117-三世紀S) ブレストンの慣習法集の中でなされている決闘への様々の言及をよ見よ: *English Hist. Review*, xv. 497-9, 512.
- (22) *Ethebeid*, iv. cc. 3, 7; Schmidt, *Gesetze*, 219, 221.
- (23) 上述110四頁参照 *Cf. Liber Albus*, 89-92.
- (24) *Stubbs, Select Charters*, 112.
- (25) *Ibid.*, 108. 1)の特権は、ヘンリー二世からヘンリー四世に至るイングランドの全ての国王によって確認された: *Liber Albus*, 129-65; *Liber Custumarum*, 248-64. ショーン王、エドワード三世、そしてリチャード二世の特許状は、その犯罪に対する刑罰が生命ないし身体を危険に晒すものであるようないかなる犯罪についても、都市民は、都市の雪冤宣誓によって (*per legem civitatis*) 判決されるべきであることに基づき: *Liber Albus*, 148, 153; *Liber Custumarum*, 250.
- (26) *Materials for the History of Becket*, iv. 148.
- (27) *Memorials of St. Edmund's Abbey*, ed. T. Arnold, i. 301. ショセリンの言述は、一二世紀の第四・四半世紀に帰せられるであろう。
- (28) *Baldon Bute*, app. xli. ハッジは一二九五年に死亡した。
- (29) *Hist. MSS. Com.*, viii. 270. 同様の準則が、一二〇八年のリーズの特許状に規定されている: Wardell, *Leeds*, app. v., vi. ロジャー・ド・レイシは、彼がポントフラクトに認めた諸々の雪冤宣誓はグリムスビーのものであると主張する。
- (30) *Madox, Firma Burgi*, 28; *Drake, Eboracum*, 204.
- (31) *Charta Hibernia*, 6, 12.
- (32) *Stubbs, Select Charters*, 266; Innes, *Ancient Laws*, 163; *cf. ibid.*, 11. 一二世紀前半におけるこの宣誓方式については、*ibid.*, 11 参照。ショーン王は、モルブラとニューカスル・アポン・タインの都市民に、ウィンチェスターの法ないし古来の慣習に従って審理される権利を譲与した: *Rotuli Chartarum*, 135, 219.
- (33) *Stubbs, Select Charters*, 267; *Foedera*, 1816, i. 63; *Hartshorne, Northampton*, 24. ショーン王による確認については see *Rotuli Chartarum*, 5, 20, 45.
- (34) *Select Pleas of the Crown*, 39.

- (35) *Charta Hibernia*, 13; *Rotuli Chartarum*, 211; Hutchinson, *Cumberland*, ii. 24. 一二三三年に、ウォーターフォードでの数は一二二名で、その一四名は、*Charta Hibernia*, 22.
- (36) *Charta Hibernia*, 24, 26; Baker, *Scarborough*, 30.
- (37) Scott, *Berwick*, 247; *Charta Hibernia*, 36.
- (38) *Select Pleas of the Crown*, 27, 115.
- (39) *Liber Albus*, 57-59, 103-12. 国王が訴追者である場合には、雪冤宣誓は三十六名と共にではなく、六名と共に申し出られた：*Ibid.* 91-92, 112.
- (40) *Liber Custumarum*, 672; Roberts, *Lyme Regis* (1834), 25; Peiry MS, Inner Temple Library, No. 536, xiii. 225, xiv. 216-21 (Newton, *Dorset and Melcombe-Regis*); また、上述(註35)のリンカン、ノリッジ、およびノーサンプトンに宛てられたリチャード一世の特許状を見よ。コンリ三世治世三四年〔一二五〇年〕に、国王裁判官は、重罪の私訴をロンドンに慣習に従って三十六名の宣誓補助者と共に反証するべき、ノリッジの都市民に許した：*Blomefield, Norfolk*, ii. 48. グレート・ヤーマス (*Great Yarmouth*) とリン (Lynn) の都市民の国王の訴訟〔刑事訴訟〕は、オックスフォードの法に従って審理されることになった：*Rotuli Chartarum*, 138, 175 (シモン王の特許状)。
- (41) Lyon, *Dover*, ii. 269-71, 300, 301, 315, 347-8, 372-3; Woodruff, *Fordwich*, 231, 271; *Hist. MSS. Com.*, vi. 544 (cases at Romney, 1475-76); Palgrave, *Commonwealth*, ii. 117-8 (cases at Winchelsea, 1435-41).
- (42) Woodruff, *Fordwich*, 243-4 (fourteenth century).
- (43) *Charters of Cornwall*, 8; *Placita de Quo Warranto*, 820 (Cardigan). *Archaeologia Cambrensis*, 1879, x. suppl. xxxvii, xiii. (Haverfordwest, Laugharne). それに相当するマントロ・サクソンの慣習については、see *Ibc.*, c. 25, §1.
- (44) 一二二九年のドゥローイーター、一二三七年のタンタルク (*Dundalk*) をこつて一四〇七年のマスボイ (*Athboy*) の特許状を見よ：*Charta Hibernia*, 20; Merewether and Stephens, *Hist. of Boroughs*, 776, 810.
- (45) *Records of Leicester*, i. 88, 160, 204, 224, 275, 289, ii. 31, 179, 181, 185, etc.; Oliver, *Exeter*, 308, 315; *Hist. MSS. Com.*, v. 577-8, vi. 501-3, 541-2, 573-5; Gross, *Gild Merchant*, ii. 297-342. これらの事件は、十三世紀前半から大体一五世紀中葉に至るまで存在している。
- (46) *Liber Albus*, 204, 294-5; *Hist. MSS. Com.*, xi. pt. iii. 9. ロンドンの諸法令は十三世紀ならし一四世紀のものであり、サウサンプトンの諸法令は一二三四八年のものである。ニョー・ラムニとブレスタンの慣習法集も見よ：*Lyon, Dover*, ii. 322; *English Hist. Review*, xv. 497.

- (47) 金銭債務訴訟については、see *Liber Albus*, 204, 294-5; *Records of Leicester*, ii, 29, 158, 181, 184; *Domestay of Ipswich*, 170-72; *Hist. MSS. Com.*, ix, pt. i, 171; *Records of Nottingham*, i, 239, 355, ii, 341; *English Hist. Review*, xv, 304, 498, 507. ノチインガンでは、時々、金銭債務訴訟について、国王裁判所におつてのやうに第二番目の手ひめて雪冤宣誓が申し出られた。: *Ibid.*, i, 151, ii, 19.
- (48) *Liber Custumarum*, 321; *Lyon, Dover*, ii, 270, 315, 379; *Chartae Hiberniae*, 6, 12, 13, 22, 24, 26, 36; *Rohit Chartarum*, 211 (「法的な権利を十分に有してゐる人々、隣人および同輩 (lawworthy men, neighbours and peers)」). しかして、フォードウィッチとウィンチェルミン (Winchelsea) では、宣誓補助者は他所者あつては都市民の権利を取得した者 (denizens) であつたかも知れない; *Woodruff, Fordwich*, 271; *Palgrave, Commonwealth*, ii, 118; *Lyon, Dover*, ii, 379. マンズロ・サクソンの諸法が、誠実で適法な人々、隣人および同輩に言及してゐる: *Essays in Anglo-Saxon Law*, 297-8.
- (49) *Lyon, Dover*, ii, 292.
- (50) *Records of Leicester*, i, 159, 218 (A. D. 1277-92). ホロックとメイトラント (Pollock & Maitland, *English Law*, ii, 634) によれば、ウエストミンスターでの国王裁判所においては、このやうな「職業的な宣誓補助者」が存在した。
- (51) *Domestay of Ipswich*, 170-72. マンズロ・サクソン時代には、宣誓補助者は時々籤によつて選出された: *Leges Henrici Primi*, c. 66, §10.
- (52) *Records of Leicester*, i, 158-60, 224, 275, 289.
- (53) *Lyon, Dover*, ii, 269-71, 300, 301, 314-16, 347-50, 372-9; *Sussex Archæol. Collections*, xiv, 73-74, xviii, 51 (Hastings and Pevensey, 1356-57) *Woodruff, Fordwich*, 271-2 (fifteenth century).
- (54) ノリッジにおつては、ヘンリー三世治世三四年(一二二五〇年)に、宣誓補助者たちは、彼らが被告本人の宣誓が真実であると「確信する」ことを宣誓してゐる: *Bromehead, Norfolk*, iii, 48.
- (55) *Liber Albus*, 56-59, 91-92, 103-5, 110-12. 「大雪冤宣誓 (すなわち三六名を伴う雪冤宣誓) においては、被告本人に一回だけ宣誓することを要求するように規則が変更された。日付が付けられていないその同じ文書はまた、もしその三六名の誰か一人でも「被告本人の期待を裏切るなり、あるいは(宣誓の手を) 引込めたるなりするならば、その時には彼(被告) は死刑に処せられ」と述べられてゐる: *Ibid.*, 111-12.
- (56) *Liber Custumarum*, 252; *Liber de Antiquis Legibus*, 103; *Roberts, Lyme Regis* (1834), 25; *Petyt MS.* (Immer Temple Library), No. 536, xiii, 225 (Newton, Dorset), xiv, 216-21. マンズロ・サクソン時代のインマランズ、ウエールズならびにケイツにおける死者の誓ひの宣誓 (*juramentum ad mortui tumulum*) については、see *Ine*, c. 53; *Ethelred*, ii, c. 9, §2; *Lea, Superstition and Force*,

- 4th ed., 56.
- (57) *Liber Albus*, 203. *Fleta*, ii. c. 63 によれば、九つの祭壇での宣誓の反復は、イングランドにおける商人の通常慣行であった。マニングロ・サットン人ならびにフランク人の間での類似の慣習については、*Alfred*, c. 33 および *Lea, Superstition and Force*, 28 を見よ。
- (58) マングロ・サットン法の幾つかは、親戚が宣誓補助者として提出せられた「カリ」を要求するところだ：Brunner, *Rechtsgeschichte*, ii. 380.
- (59) *Leges Henrici Primi*, c. 66, §9.
- (60) Brunner, *Rechtsgeschichte*, ii. 383; but cf. Schmid, *Gesetze*, 566.
- (61) *Alfred and Guthrum*, c. 3; *Crut*, ii. c. 65; *Leges Will.*, i. cc. 14, 15, 51; *Leges Hen.*, c. 66, §10, c. 92, §11.
- (62) マングロ・サットン人の宣誓宣誓のころは、see Schmid, *Gesetze*, 564-7; *Essays in Anglo-Saxon Law*, 297-9.
- (63) Stubbs, *Select Documents*, 108, 266-7, 310; *Rotuli Chartarum*, 5, 20, 45, 56, 79, 83, 91, 217; *Chartae Hiberniae*, 6, 12, 13; Hartshorne, *Northampton*, 25.
- (64) Seyer, *Charters of Bristol*, 9; *Historic Documents of Ireland*, ed. Gilbert, 53, 59. この免除は、一二五二年にブリューストルに譲与された確認の特許状において省かれ (Seyer, 18) 一二九一年に市長およびスイリフの面前でアサイズ訴訟が開かれた (*Abbreviatio Plactorum*, 286)。
- (65) *Ibid.*, 6, 56. シモン王治世の特許状によれば、ケルズ (Kells) では都市民の合意なしにはいかなるアサイズ訴訟も行なわれるべきではなかったが (*Chartae Hiberniae*, 17) 一かし恐らへんの一節における *assisia* は法令を意味してゐるのである (cf. *ibid.*, 85)。
- (66) *Rotuli Chartarum*, 142; *Wm. Salt Soc. Collections*, vi. pt. i. 287.
- (67) *Somerset Pleas*, ed. Healey, 167; *Abbreviatio Plactorum*, 6, 44, 56, 71, 102, 180, 285.
- (68) *Ibid.*, 180.
- (69) *Bratton*, ed. Twiss, iv. 262-4; *Glanvill*, bk. xiii. c. ii; cf. *Year Book 21 Edu. I.*, ed. Horwood, 70.
- (70) *Liber Albus*, 197-8, 404; Lyon, *Dover*, ii. 273, 296-7, 360; Woodruff, *Fordwich*, 267. タプリントの訴訟は、「相續不動産占有回復訴訟の仕方」になされるべき言われたところ：Historic Documents of Ireland, 254.
- (71) *Select Civil Pleas*, 90-91; *Bratton's Note Book*, ii. 598, iii. 217; *Wm. Salt Soc. Collections*, vi. pt. i. 56; *Abbreviatio Plactorum*, 291. 一三三三年の事件のころは、see *Records of Nottingham*, i. 181.
- (72) *Fleta*, bk. ii. c. 55; *Liber Albus*, 109, 114, 195-7, 447; *Domesday of Ipswich*, 40-46; Johnson, *Customs of Hereford*, 16, 17; *Archaeol.*

- Journal*, ix. 75 (cf. *English Gilds*, ed. T. Smith, 361); *Historic Documents of Ireland*, 242, 245, 432. 一四世紀以降に *tristret* see Oliver, *Exeter*, 314; *Royal Letters of Oxford*, ed. Ogle, 44; *Charta Hibernia*, 85; *Liber Assisamm*, f. 232; *Records of Nottingham*, ii. 5, 35, 99; Lyon, *Dover*, ii. 272, 296, 360; Woodruff, *Fordwich*, 267; Fitzherbert, *Natura Breuium*, f. 7; *Registrum Prior. Omnium Sanctorum, Dublin*, ed. Butler, 44, 49. スコットランドの自治都市 (burghs) もまた、最近の暴力アサイズ訴訟 (assize of fresh force) を有しつゝた: Innes, *Ancient Laws*, 165.
- (73) Merewether and Stephens, *History of Boroughs*, 739, 742, 810, 813, 865, 885; Seyer, *Charters of Bristol*, 48-50; Johnson, *Customs of Hereford*, 57; Stevenson, *Cal. of Records of Gloucester*, 13; cf. *Rolls Parl.*, iii. 24.
- (74) *Liber Albus*, 114.
- (75) 「新侵奪占有回復訴訟令状は、このような〔特権を付与された〕場所においては適用されるまじきこと。しかし、不動産占有侵奪が行なわれたときから四〇日以内になされるならば、〔国王の令状なしの〕単純な告訴で十分である〔救済が与えられる〕」(*Nec locum habebit breue novae dissensionis in huiusmodi locis sed sufficit sola querimonia infra quadraginta dies a tempore dissensionis factae*): *Fleta*, bk. ii. c. 55. 四〇日以上の期間に *tristret* see also *Domesday of Ipswich*, 40, 44; *Abbreviatio Placitorum*, 291; *Charters of Carlisle*, ed. Ferguson, 20; *Charta Hiernia*, 85. しかしロンドンに *tristret* されは四〇週じあり、ダブリンにおつては一年より *tristret*: *Liber Albus*, 195; *Historic Documents of Ireland*, 432.
- (76) Bracton, ed. Twiss, v. 86; *Abbreviatio Placitorum*, 291; Johnson, *Customs of Hereford*, 38; *Liber Albus*, 181; *Liber Custumarum*, 369; *Domesday of Ipswich*, 28-36; *Archaeological Journal*, ix. 75.
- (77) 「しかし、たとえ権利令状〔たよる訴訟〕がこのような裁判所に提起されるにしても、それは決闘によつても大アサイズによつて決定されるまじき *tristret*」(*Si autem breve de recto in huiusmodi curiis differatur, per duellum vel per magnum assisam non debet terminari*): *Fleta*, bk. ii. c. 55. Cf. *Statutes of the Realm*, 1810, i. 218; for Wales and Kent, see *ibid.* i. 65, 225.
- (78) *Bracton's Note Book*, ii. 75.
- (79) それが、ヘンリー三世治世四〇年〔一二五六年〕に至るまで自治都市のいかなる特徴的な特権も受け取つてはいなかった: *Roots, Charters of Kingston*.
- (80) *Somerset Pleas*, ed. Healey, 138.
- (81) *Archaeological Journal*, ix. 75 (cf. *English Gilds*, 361); Lyon, *Dover*, ii. 273.
- (82) *Domesday of Ipswich*, 32; cf. Bacon, *Annals of Ipswich*, 62.
- (83) *Liber Albus*, 182-3, 448.

- (84) 「五港の特権地域下では、他所のように何らかの方法で隣人による審問が行なわれてはならない (*Unfra libertatem quinque portuum non debet fieri aliqua inquisitio per vicinos prout alibi*)」: Boys, *Sandwich*, 452. しかし「ドウヴァーでは金銭債務訴訟ならくは侵害訴訟は、審問によつて決定され得た」: Lyon, *Dover*, ii, 278-9.
- (85) *Liber Albus*, 89, 90. 他所者 (*foranei*) の審理について *ibid.* 102, 106-7; *Liber de Antiquis Legibus*, 10.
- (86) ちなみに「誰か或る人が追跡したり、ある人は大きな疑獄が存在したとき、その時は *ubi aliquis sequitur vel magna suspicio fuerit*」: *Liber Albus*, 103-5.
- (87) *Liber de Antiquis Legibus*, 17, 31-35.
- (88) *Liber Cushmanarum*, 321.
- (89) *Liber Albus*, 203-4, 216, 222; *Statutes of the Realm*, 38 Edw. III, stat. i, c. 5.
- (90) *Liber Albus*, 294-5; cf. *ibid.* 204. ヒロマンとメーアランヌ (*English Law*, ii, 633) はこの準則がエドワード一世の治世に作られたと考へてゐる。
- (91) *Records of Leicester*, i, 158-60 et passim. 雷冤宣誓は「一四世紀のアンヌヴァヴァーに於つても非常に顕著であつた」: Gross, *Gild Merchant*, ii, 297-342.
- (92) *Domesday of Ipswich*, 28-36, 46-48, 94, 106, 126; see also Bacon, *Annals of Ipswich*, 57, 88.
- (93) 証人: *Town Close Estate, Norwich*, 11; Oliver, *Exeter*, 307; *Records of Nottingham*, i, 84, 88, 102. クンリー三世治世三四年(一一一五〇年)に「国王裁判官の面前で審理された事件で、ノリジの一人の都市民は、一つの起訴については陪審によつて、もう一つの起訴については雷冤宣誓によつて嫌疑を晴らした」: Blomefield, *Norfolk*, iii, 48.
- (94) Gilbert, *Cal. of Records of Dublin*, i, 235.
- (95) *Hist. MSS. Com.*, xi, pt. iii, 9.
- (96) *Ibid.* ix, pt. i, 130; *Records of Nottingham*, i, 75, 85, 89, 103, 128, etc. 一四一五世紀のおつて陪審が普及してつたことと、その他の証人について、see *Charte Hibernae*, 50, 84; *Cardiff Records*, ed. Matthews, i, 34; *English Gilds*, ed. Smith, 389, 400.
- (97) Swinden, *Yarnold*, 659-61; *Historic Documents of Ireland*, 210-11; Seyer, *Charters of Bristol*, 22, 46-78; Blomefield, *Norfolk*, iii, 65; *Liber Albus*, 51-107, 147, 296-8, etc.; *Liber Cushmanarum*, pp. lxxxv.-c. 一三三一年のロンドンで行なわれた訴訟は「困難や困難があつたにもかかわらぬ (*in tribulatione et angustia*)」二四週間続つた」: *Ibid.* 382.
- (98) Merwether and Stephens, *Hist. of Boroughs*, 125, 642, 813, 885, 891, 951, etc.; Blomefield, *Norfolk*, iii, 122; Davies, *Southampton*, 154; Drake, *Eboracum*, 205. 幾つかの自治都市は「エドワード一世の治世に既に、重罪を審理する権利を有してつた」: *Abbre-*

記
編
(8) *viatio Placitorum*, 254, 279; *Domestacy of Ipswich*, 20; Bacon, *Ipswich*, 44, 57; Morris, *Chester*, 491; Oliver, *Exeter*, 307.
(9) *Liber Albus*, 90.